

春日部市自治会連合会会則

(名称)

第1条 この会は、春日部市自治会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連合会は、明るく住みよいまちづくりのため、自治会、町会等の相互の連携を密にし市との連絡協調を図り、地域住民の生活環境及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 連合会は、本会の目的に賛同する自治会、町会等（以下「自治会」という。）をもって組織する。

2 連合会に、別表第1のとおり地区自治会連合会（以下「地区連合会」という。）を置く。

(事業及び業務)

第4条 連合会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡に関すること。
- (2) 行政機関及び関係団体との連絡協調に関すること。
- (3) 行政機関からの業務委託に関すること。
- (4) 運営委員の慶弔及び表彰に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(運営委員)

第5条 連合会の運営の円滑化を図るため、連合会に運営委員を置き、各自治会の会長をもつて充てる。

(役員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 理事 28名（会長及び副会長含む。）
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 3名

(役員の任期)

第7条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 前条第一号、第二号及び第三号役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 前条第四号、第五号及び第六号役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (3) 補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 役員は、その任期が満了した場合においても後任者の就任するまで引き続きその職務を行う。

(役員の選任)

第8条 役員は次の方法で選出し、総会において承認を得るものとする。

- (1) 理事の選出地区連合会は別表第2によるものとし、各地区連合会において自治会長の互選による。ただし、理事の選出数は必要に応じ理事会において変更することができる。
- (2) 会長及び副会長は、理事の互選による。
- (3) 事務局長及び会計並びに監事は理事以外の運営委員のうちから理事会において選出す

る。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。ただし、会長職務代理者は副会長の互選による。
- (3) 理事は、連合会の運営に関する事項を審議する。
- (4) 事務局長は、連合会の事務を総括する。
- (5) 会計は、連合会の会計業務にあたる。
- (6) 監事は、連合会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(顧問)

第10条 連合会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第11条 連合会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 正副会長会

(総会)

第12条 総会は、年1回開催する。

ただし、会長が必要と認めたとき及び全役員の2分の1以上から開催の要請があったときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、連合会の運営委員又は当該運営委員から委任を受けた者をもって構成する。

3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) その他本会の運営について重要な事項に関すること。

(理事会)

第13条 理事会は、会長が必要と認めたとき及び理事の2分の1以上の要請があったときは、開催するものとする。

2 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会で定めるもののほか、本会の運営に関すること。
- (3) その他会長において必要と認めること。

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、会長が必要と認める会議の方針及び会議の原案、その他緊急事項等について審議し処理する。

(招集及び議長)

第15条 総会並びに理事会及び正副会長会は、会長が招集する。

2 総会の議長は、理事のうちから総会で選出する。

3 理事会及び正副会長会は、会長が議長となる。

(定足数及び表決)

第16条 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。ただし、総会においては、委任状をもって出席にかえることができる。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計)

第17条 連合会の経費は、会費・補助金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、別途定める。

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費の支弁)

第19条 役員が出張したときは、その経費を支弁することができる。

(事務局)

第20条 連合会の事務局を、春日部市役所自治組織主管課内に置く。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この会則は、平成10年8月5日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 春日部市地区長会会則（昭和31年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この会則は、平成15年5月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1 この会則は、臨時総会の決議後（平成18年2月18日）、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

地区自治会連合会						
柏	壁	地区	自	治	会	連合会
内	牧	地区	自	治	会	連合会
武	里	地区	自	治	会	連合会
豊	春	地区	自	治	会	連合会
幸	松	地区	自	治	会	連合会
豊	野	地区	自	治	会	連合会
庄	和	地区	自	治	会	連合会

別表第2 (第8条関係)

地区自治会連合会	理事選出数
柏壁地区自治会連合会	5
内牧地区自治会連合会	2
武里地区自治会連合会	6
豊春地区自治会連合会	5
幸松地区自治会連合会	3
豊野地区自治会連合会	3
庄和地区自治会連合会	4